

## 内閣官房副長官補室（内政・外政）本室 内閣参事官（内政総括担当） 標準文書保存期間基準

令和3年8月19日改訂

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名 称)	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保存 期間	保存 期間 満了時 の措置		
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものも含む。）の決定又は了解及びその経緯											
1	閣議の決定又 は了解及びそ の経緯	(1)質問主意 書に対する 答弁に関する 閣議の求 め及び国会 に対する答 弁その他の 重要な経緯	①答弁の案の作 成の過程が記録 された文書  ②閣議を求める ための決裁文書 及び閣議に提出 された文書  ③答弁が記録さ れた文書	・法制局提出資料 ・審査録	閣議	質問主意書	△△君提出□□に関する質問 に対する答弁書	30年	2 (1)①5 (3) 2 (1)①5 (4)		
		(2)基本方 針、基本計 画又は白書 その他の閣 議に付され た案件に關 する立案の 検討及び閣 議の求めそ の他の重要 な経緯（1 の項から4 の項まで及 び(1)に掲げ るものを除 く。）	①立案基礎文書  ②立案の検討に 関する審議会等 文書  ③立案の検討に 関する調査研究 文書  ④行政機関協議 文書  ⑤閣議を求める ための決裁文書 及び閣議に提出 された文書  ⑥官報公示に關 する文書その他の の公布に關する 文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示  ・開催経緯 ・諮詢 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言  ・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング ・任意パブコメ  ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答  ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書の写し ・案件表 ・配付資料  ・官報の写し	閣議	基本的な方針	○○に関する基本方針につい て		移管		
2	関係行政機関 の長で構成さ れる会議（こ れに準ずるも のを含む。こ の項において 同じ。）の決 定又は了解及 びその経緯	関係行政機 関の長で構 成される会 議の決定又 は了解に關 する立案の 検討及び他 の行政機関 への協議そ の他の重要 な経緯	①会議の決定又 は了解に係る案 の立案基礎文書  ②会議の決定又 は了解に係る案 の検討に關する 調査研究文書  ③会議の決定又 は了解に係る案 の検討に關する 行政機関協議文 書  ④会議に検討の ための資料とし て提出された文 書及び会議（國 務大臣を構成員 とする会議に限 る。）の議事が 記録された文書  ⑤会議の決定又 は了解の内容が 記録された文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示  ・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング  ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答  ・配付資料 ・議事概要・議事録  ・決定・了解文書	—	—	—	10年	2 (1)①6 移管		
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯											
3	他の行政機関 に対して示す 基準の設定及 びその経緯	基準の設定 に關する立 案の検討そ の他の重要 な経緯	①立案基礎文書  ②立案の検討に 関する審議会等 文書  ③立案の検討に 関する調査研究 文書  ④基準を設定す るための決裁文 書その他基準の 設定に至る過程 が記録された文 書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示  ・開催経緯 ・諮詢 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言  ・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング  ・基準案	関係行政機関の長で構成さ れる会議（これに準ずるものも 含む）	大臣政務官会議	大臣政務官会議（第〇次△△ 内閣）	事務概要	事務概要（〇年）	10年	2 (1)①9 移管

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管 理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保 存 满了時の措置
		⑤基準を他の行政機関に通知した文書	・通知	内閣の重要政策等に関する企画立案・総合調整に関すること	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	マイナンバーカードの取得・促進に関すること（令和〇年度）			

個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

4	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等	個人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等（〇年度）	5年 (交付の効力が消滅する日を基準)	2 (1)⑪(1)	廃棄
			①交付の要件に関する文書	・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準					3年	
			②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由					1年	未満
			③補助事業等実績報告書	・実績報告書					5年 (交付に係る事業が終了する日を基準)	2 (1)⑪(4)
			④不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書	・審査請求書の写し				10年 (訴訟の提起による効力が消滅する日を基準)	2 (1)⑪(5)
			②情報公開・個人情報保護審査会関係文書	・諮詢書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し	10年 (訴訟の提起による効力が消滅する日を基準)				2 (1)⑪(6)	
			③裁決書	・裁決書	10年 (訴訟が終結する日を基準)				2 (1)⑪(6)	
			④国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し				10年 (訴訟が終結する日を基準)	2 (1)⑪(6)
			③判決書又は和解調書	・判決書の写し ・和解調書の写し	10年 (訴訟が終結する日を基準)				2 (1)⑪(6)	
			④国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し				10年 (訴訟が終結する日を基準)	2 (1)⑪(6)
5	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等	法人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等（〇年度）	5年 (交付の効力が消滅する日を基準)	2 (1)⑫(2)	廃棄
			①交付の要件に関する文書	・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準					3年	
			②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由					1年	未満
			③補助事業等実績報告書	・実績報告書					5年 (交付に係る事業が終了する日を基準)	2 (1)⑫(4)
			④不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書	・審査請求書の写し				10年 (訴訟の提起による効力が消滅する日を基準)	2 (1)⑫(5)
			②情報公開・個人情報保護審査会関係文書	・諮詢書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し	10年 (訴訟の提起による効力が消滅する日を基準)				2 (1)⑫(5)	
			③裁決書	・裁決書	10年 (訴訟が終結する日を基準)				2 (1)⑫(6)	
			④国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し				10年 (訴訟が終結する日を基準)	2 (1)⑫(6)
			③判決書又は和解調書	・判決書の写し ・和解調書の写し	10年 (訴訟が終結する日を基準)				2 (1)⑫(6)	
			④国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し				10年 (訴訟が終結する日を基準)	2 (1)⑫(6)

職員の人事に関する事項

6	職員の人事に関する事項	(1)職員の任免、進退、身分、賞罰又は恩給及び給与に関するもので重要な経緯	職員の任免、進退、身分、賞罰又は恩給及び給与に関する文書	・人事案件決裁等 ・俸給発令決裁等	人事	任免・給与	期間業務職員の採用退職関係（〇年度） 非常勤職員の就任・給与関係（〇年度） 委員、幹事の任命上申関係（〇年度） 昇給、昇格、勤勉手当関係（〇年度）	10年	2 (1)⑬(1)	廃棄
									2 (1)⑬(1)	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具 体 例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管 理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保 存 期 間 満了時の措置
		(2)人事評価の運用	苦情対応に関する文書		苦情申出書類	苦情申出書類 (○年度)	5年	2(1)①D13	廃棄
		(3)職員の旅行命令に関する重要な経緯	①職員の旅行命令に関する文書 ②職員の公用旅券及び外交旅券に関する文書		旅行命令等	国内出張関係文書 (○年度) 海外出張関係文書 (○年度)	5年	2(1)①D13(3)	廃棄
		(4)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書		公用旅券・外交旅券	公用旅券及び外交旅券発給請求書 (○年度)	3年		
		(5)退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書		兼業	兼業の申請等決裁 (○年度)	3年	2(1)①D13(6)	廃棄
		(6)人事管理文書 (1)から(5)までに掲げるものを除く。)	①出勤簿等 ②休暇簿等 ③勤務時間管理 ④給与等 ⑤諸手当等 ⑥期間業務職員等の社会保険関係 ⑦その他	庶務業務	出勤簿 休暇簿 勤務時間管理 給与 諸手当申請届・認定簿 社会保険 その他庶務	○年出勤簿 ○年休暇簿 ○年超過勤務命令簿 ○年勤務時間報告書 ○年度管理職員特別勤務実績簿 ○年併用者勤務状況通知書 ○年勤務時間の変更等 ○年週休日の振替等 ○年度勤務時間管理員、勤務時間管理員補助者の指名 ○年度基準給与簿 (写) ○年度給与支払い関係 ○年度○○届・○○認定簿 ○年度社会保険関係 ○年度庶務関係 海外渡航申請	5年 3年 5年 1月 3年 5年 5年 5年 5年 5年 5年 5年 5年 3年	2(1)①D13	廃棄

その他の事項

7	告示、訓令、通達及び他の規則の制定又は改廃及びその経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	(1)告示その他の規則 (告示に準ずるものに限る。)の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書 ②立案の検討に関する調査研究文書 ③意見公募手続文書 ④制定又は改廃のための決裁文書 ⑤官報公示に関する文書					10年	2(1)①D14(1)	廃棄
	(2)訓令、通達及び他の規則の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は改廃のための決裁文書 ③官報公示に関する文書		—	—	—	—	10年	2(1)①D14(2)	廃棄 (但し、以下については 移行する新たな訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃のための決裁文書)
				規則	標準文書保存期間基準 内閣官房内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則	標準文書保存期間基準 (○年) 上申 (○年○月)				

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置	
8 予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する経緯(5の項②に掲げるものを除く。)	予算の成立に至る過程が記録された文書	・概算要求調書等文書 ・税制改正要望関係資料	予算及び決算に関する事項	予算に関する事項	概算要求調書等文書(〇年度)	10年	2(1)①15(1)	廃棄	
	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する経緯(5の項②に掲げるものを除く。)	①会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類  ②会計検査院の検査を受けた結果に関する文書  ③①及び②に掲げるもののほか、決算の提出に至る経緯が記録された文書  ④国会における決算の審査に関する文書	・証拠書類  ・意見又は処置要求  ・予算執行計画表及び支払計画 ・旅費請求、委員手当、諸謝金 ・物品供用簿等 ・物品請求書等 ・会計機関の設置等  ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置	予算及び決算に関する事項	決算に関する事項(証拠書類) 決算に関する事項(会計検査院) 予算及び決算に関する事項	証拠書類(会計課契約係関係)(〇年度) 証拠書類(会計課用度係関係)(〇年度) 証拠書類(会計課管理係関係)(〇年度) 証拠書類(会計課出納係関係)(〇年度)  決算に関する事項(会計検査院) 決算に関する事項(旅費請求、委員手当、諸謝金関係) 決算に関する事項(物品関係) 決算に関する事項(物品関係) 決算に関する事項(会計機関の設置等) 決算に関する事項(会計機関の設置等)  決算に関する事項(国会審査) 決算に関する事項(国会審査)	意見又は処置要求(〇年度)  予算執行計画表(〇年度) 支払計画予定総表(〇年度) 旅費請求関係資料(〇年度) 委員手当、諸謝金関係資料(〇年度)  物品供用簿等(〇年度) 物品請求書等(〇年度) 会計機関の設置等(会計課決算関係)(〇年度) 会計機関の設置等(会計課契約関係)(〇年度)  警告決議に対する措置(〇年度) 指摘事項に対する措置(〇年度)	5年	2(1)①15(2)	廃棄
9 機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基準となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・大臣指示 ・機構要求書 ・定員要求書	機構定員要求	機構定員要求	機構定員要求(〇年度)	10年	—	廃棄	
10 荣典又は表彰に関する事項	榮典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯(5の項②に掲げるものを除く。)	榮典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書	・選考案 ・伝達	榮典・表彰	榮典 永年勤続者表彰	〇年△の叙勲関係 〇年度永年勤続者表彰	10年	2(1)①20	廃棄 (廃棄以下については 移管する場合を除く) （人事異動等によるもの）	
11 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①取得した文書の管理を行うための帳簿等  ②決裁文書の管理を行うための帳簿  ③行政文書、保有個人情報等の点検及び監査に関する文書  ④文書管理者等の指名に関する文書	・文書受付簿 ・管理規則第11条第4項に規定する事項を記録した文書  ・決裁文書処理簿  ・行政文書点検・監査関係文書 ・保有個人情報点検・監査関係文書  ・文書管理者等の指名	文書管理	文書受付簿  決裁文書処理簿  点検・監査  文書管理者指名	令和〇年文書受付簿 令和〇年決裁文書処理簿 令和〇年度行政文書点検・監査関係文書 令和〇年度保有個人情報点検・監査関係文書 令和〇年度文書管理者等の指名関係文書	5年 30年 3年	2(1)①22	廃棄	
	情報の管理等	①特定秘密に関する事項 ②情報管理に関する事項	・特定秘密(適正評価) ・セキュリティポリシーに基づく各種申請(官房外における情報処理許可、外部約款サービス利用申請等) ・公用携帯、政府携帯 ・通行証	情報管理	協議・通知 情報システム	令和〇年度内閣情報調査室関係・協議等 令和〇年度情報システム関係	5年 3年			
12 国会の委員会からの資料要求等に関する事項	資料要求等に関する経緯(1の項から19の項までに掲げるものを除く。)	①国会の委員会からの資料要求等に関する文書  ②政党等からの資料要求等に関する文書	・提出資料  ・提出資料	資料要求等(その他) —	資料要求等	資料要求等(令和〇年度)	3年 1年	2(1)①23	廃棄	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
13 内閣の庶務に関する事項	内閣の庶務に関する経緯（①の項目から21の項目までに掲げるものを除く。）	①公印の保管に関する文書	・届出書	—	—	—	30年	2(1)①25	移管
		②職員の厚生に関する文書	・児童手当認定・通知 ・宿舎貸与申請、明渡し猶予申請 ・財形貯蓄、グループ保険、組合員証、健康診断 ・在職証明、居住証明等	福利厚生	福利厚生	令和〇年度厚生管理関係書類	5年	2(1)①25	廃棄
		③関係行政機関等との協議等に関する文書	・協議資料	—	—	—	移管		
		④関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書	・会議資料	会議資料	会議資料	令和〇年度カウンターインテリジェンス担当者会議	3年	2(1)①25	廃棄
		⑤各種調査等に関する文書	・調査依頼文書 ・報道発表資料						
		⑥後援名義の使用承認に関する文書	・申請書 ・承認書						
		⑦団体（IOC、FIFA等）からの依頼に基づく政府保証等に関する文書	・政府保証書等						
		⑧陳情・要請に関する文書	・要望書						
		⑨内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書	・内閣官房HPに寄せられた意見	内閣官房HPに寄せられた意見	内閣官房HPに寄せられた意見	内閣官房HPに寄せられた意見	1年未満	2(1)①25	廃棄
		⑩庶務を行う会議、出張等のロジに関する文書	・進行表 ・職員役割分担表						
		⑪内閣の庶務に関する照会等に係る文書のうち軽微なもの	・関係機関等への照会 ・関係機関等からの回答						
14 契約に関する事項	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案等	契約に関する事項	契約に関する事項	仕様書案等（会計課契約係関係）（〇年度） 仕様書案等（会計課管理係関係）（〇年度） 仕様書案等（会計課用度係関係）（〇年度）	契約が終了する日以後5年	2(1)①26	廃棄

#### 備考

- ・職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- ・本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。
- ・保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第7条第9項）  
第7条（略）
  - 9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えは、次に掲げる類型に該当する文書。）。
    - (1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し
    - (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
    - (3) 出版物や公表物を編集した文書
    - (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
    - (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
  - (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
  - (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- ・保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年9月1日総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。